

衆議院の解散はともかくとして、参議院選挙が間近に迫っています。

ここに来て、年金問題が争点として急浮上しています。慌てた麻生財務大臣は、2000万円の赤字問題を官僚の責任にして、突然報告書を受け取らないと言い出しました。森友学園の問題で、同じく官僚が責任をとらされた光景が思い出されます。少子高齢化社会を迎えて年金財政が厳しいことは誰でも知っています。都合の悪いものにふたをするのではなく、情報をすべて公開して、今後の制度のあり方について国民的議論を起こすことが政治の責任だと思います。

さて、先般県議選が行われ、県議会も新しいメンバーになり、通常解散もありませんので、今後4年間、県政が常に県民の意思を尊重して、法令に基づき適正に行われるよう、私も一般質問を通じて県政を質していきたいと思います。

1. 県政と民意について

前回の一般質問でも、「民意」についてお聞きしましたが、知事は「議会と協議して決定する」と繰り返されるだけで、あまり明快な答弁をいただけませんでした。そこで、今回は、もう少し具体的にお聞き致します。

6月2日に岩国で開催された市民政党「草の根」の大会に、沖縄県民投票の会代表である元山仁士郎さんをお招きし、県民投票に至る経緯や1票を投じた県民の思いなどについて語っていただきました。自ら考え行動する若者の姿に感銘を受けましたが、彼が一番言いたかったのは、沖縄の問題をヤマト・本土の人たちにも一緒に考えて欲しいということだったように思います。

その彼の思いを受けて、市民政党「草の根」から今議会に、「沖縄県民の民意を尊重して、辺野古の埋立てを中止するとともにアメリカ側との協議を行うよう求める意見書の提出」に関する請願が提出されています。

彼の話では、この問題に関する全国の知事へのアンケートによると、「結果を日米両政府は尊重すべき」としたのは、岩手県と静岡県のみで、ほとんどが無回答だったそうです。山口県もその中に含まれており、少し淋しい思いがしました。

現在の政治において間接民主主義が原則であることは、前回の知事の答弁の通りです。しかし、それとて完全ではありません。特定の重要な政策課題について、議会の意見が割れる場合など間接民主主義がうまく機能しない場合に、それを補完するものとして直接民主主義の手法が採用されています。その代表的なものとして、憲法改正の国民投票、同じく憲法の規定に基づく「地方自治特別法」に関する住民投票、そして、地方自治体の条例に基づく住民投票などがあります。

そこで、知事に端的にお尋ねします。

今回の沖縄県民投票の結果は、民意だと思いますか。

民主主義においては、民意は尊重されるべきだと思いますか。

山口県にも、いざというときに備えて、常設型の住民投票条例が必要ではないでしょうか。併せて、率直なお考えをお聞かせ下さい。

関連して、イージス・アショアについてお聞き致します。

秋田県に対する防衛省の説明資料に誤りが見つかり、懸念が広がっています。また、秋田県と山口県が候補地になったことについて、それぞれ北朝鮮からアメリカ本土とグ

アムヘ向かうミサイルの線上にありアメリカの防衛が目的ではないかという専門家の指摘や強力な電磁波なども問題になっています。

先日、阿武町と萩市で住民説明会が開催され、様々な意見が出たようですが、県の担当者の方は、この説明会に参加されたのですか。また、日々の生活がかかった住民の切実な声をどのように受けとめておられますか、お聞かせ下さい。

2. 上関原発問題について

6月10日、会社側から上関原発に係る埋立て免許の期間延長申請書が提出されました。早速、知事は、「法律に基づき適切に審査する」とのコメントを発表されました。この議会でも、「法律の要件を満たせば許可せざるを得ない」という趣旨の答弁を繰り返されています。こう言われると、県民やマスコミなども「仕方がないのか」と思いがちですが、私は違うと思います。

ここまで長期間にわたって工事はストップしているのに、埋立て免許だけは継続しているというのは、常識的に考えれば極めて異常と言わざるを得ません。法律的には大きな問題があるにもかかわらず、そこに何か大きな政治的意思が働いているように感じます。

そこで、改めて、法律的な観点からお聞き致します。

① まず、埋立て免許には、埋立ての完了までの「期間」が付され、延長の際も同様になっていますが、この知事による期間指定は、何のために行われるのですか。その目的と、期間の長さを決定する根拠を教えてください。

また、埋立て免許期間の延長許可に当たっては、公有水面埋立法第13条の2に基づき「正当な事由」が必要とされていますが、どのような場合にこれに該当するのか、その判断基準を教えてください。

② 次に、2016年8月に、3年間の期間延長が認められていますが、公有水面埋立法第13条には「工事の着手及び竣工を、知事の指定する期間内に行わなければならない」と規定されています。これに基づき、会社側には、3年以内に工事を完了させる義務が生じたと考えていいのですか。この条文の法律効果についてお聞き致します。

その一方で前回の延長許可の際に、知事は「発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは、埋立て工事を施行しないよう」要請していますが、その意図が未だによくわかりませんので、この点について少しお聞き致します。

平成28年9月定例会でこの要請の理由をお尋ねしたところ、「原発本体の着工時期が見通せない状況にある中で、埋立工事のみを先行すべきではないと判断した」とされていますが、どうして「先行」させてはいけないと思われたのですか。原発の建設が確定していたら、埋立てが先行してもそれほど問題ではないと思いますが、やはり、埋立ては終わったが、原発はできなかったという最悪の事態を恐れてのことでしょうか。

同じく平成28年9月の土木建築委員会で、この要請は「法的拘束力のないものとして行った」という趣旨の答弁がありましたが、免許権者である知事からこのような要請を受ければ、会社側は事実上それに従わざるを得ないと思います。

埋立てにゴーサインを出しておきながら、一方でそれを差し止めるという矛盾した行為であり、法第13条に基づく会社側の工事完了義務に違反するよう知事自らが指導していることになりませんが、そんなことが許されるのでしょうか。

また、県の言う通り「法的拘束力はない」とすれば、知事の要請は、法的には何の意味もないと思います。そうした前提で考えれば、政府の方針が決まらない段階で、知事が心配される「埋立てが先行する」事態になる恐れがあります。

いずれにしても、免許権者として適正に法律を執行しているとは言えないのではないのでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

③ 最後に延長申請の理由

前回の許可により延長された3年の期間も間もなく経過しようとしていますが、この間に、国のエネルギー政策や上関原発の位置づけについて、何らかの変化がありましたか、ご説明下さい。

仮に延長許可の際の状況が大きく変化していないとすれば、着実に埋立てを実行することができたはずであり、今回、どのような理由で期間延長申請がなされたのか、大変興味があります。まさか、「知事から待ったがかかっていたから」とは言えないでしょうが、今回の理由と、これまで数度にわたり出された期間延長申請の理由を併せて教えて下さい。

3. 米軍岩国基地問題について

空母艦載機の移駐から1年が経過し、その運用の特殊性と騒音被害の実態が明らかになってきましたので、県の認識、今後の対策などについてお聞き致します。

① まず、移駐受け入れの判断について

4月19日付けで、「空母艦載機移駐後の岩国基地周辺における航空機騒音の状況」という資料が公表されました。移駐後1年を経過して騒音の検証が行われたわけですが、その中で、「平成30年度の年間W値は、平成18年度当時の現況や騒音予測コンターをほとんどの地点で下回っている」とされています。この検証は、すでに平成18年当時に山口県が艦載機の受け入れを認めているわけですが、その政策判断は、「騒音被害」という観点からも正しかったという意味でしょうか、確認致します。

また、艦載機の場合、岩国に滞在しているときに騒音が激しくなるという特殊性があり、年間W値で比較する意味はあまりないと思います。やはり、空母の出港を前にして集中的に訓練が行われる4月と5月の騒音状況の変化を把握する必要があります。

今回の検証でも、月別の騒音状況について比較検討が行われています。例えば、滑走路の北側の川口町と南側の尾津町の4月と5月のW値を見ると、昨年度は、ほとんど70台の後半の高い値になっており、沖合移設直前の平成20年度と21年度の4月と5月のW値に比べてかなり悪化していると思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

② 次に現状認識について

今年も、4月に入って、空母艦載機の訓練が激しくなり、轟音に悩まされる日々が続きました。22日から24日にかけて夜間にあまりに激しい音がするので滑走路近くにでかけたところ、着陸してすぐ離陸、急上昇するタッチアンドゴーが繰り返されていました。5月9日から18日まで、硫黄島でFCLPが行われましたが、その直前の連休明けには騒音がピークに達しました。

その後、5月23日から27日まで、九州沖の空母ロナルド・レーガンの甲板を使ってCQ（空母着艦資格取得訓練）が実施され、往復する艦載機の離発着が深夜まで繰り返されました。

この間、市民は、昼夜を問わずものすごい轟音に悩まされ、テレビや電話が聞こえない、睡眠を妨害されるなど、市民生活に与える影響は深刻なものでした。

そこで、今年4月と5月の騒音、苦情件数などを昨年との比較も含めてお示し下さい。それに対する県の評価、対応についても教えてください。関連して、空母の出港した日付と艦載機がすべて岩国を離れた日付を教えてください。

③ 特別要望について

6月6日に、知事が上京され、防衛大臣に対して「岩国基地関連の特別要望」が行われましたが、その内容についてお聞き致します。

その中で、現状認識として「FCLP前後の4月と5月には、騒音が増大し、CQでは夜間の騒音のため多くの苦情が寄せられ、住民の生活に大きな影響を及ぼしている」とされていますが、これは、私たちが感じている実態に近いものであり、県としても艦載機の移駐により、騒音が増大し市民生活に深刻な影響が生じているという認識でいいですね、確認致します。

次に、「騒音対策の推進」として、いくつかの重要な項目の要望が行われています。その中で「事前集中訓練の実施の緩和や訓練場所の分散」「CQ実施時における時間外や夜間の運用の制限」などは、いずれも現時点における有効な対策であり、ある程度実施されれば、騒音の軽減にかなりの効果があると思います。

これに対する防衛大臣の回答はどのようなものであったのでしょうか、具体的にご説明下さい。

また、「岩国日米協議会の確認事項の遵守」も要望されていますが、その前に、現在の基地の実態に即した確認事項の見直しが急務だと思います。そのための岩国日米協議会の開催に向けた調整は進んでいるのでしょうか。

さらに、「FCLPの予備施設指定からの除外」についても要望されていますが、これに対する防衛大臣の回答はどのようなものでしたか、具体的にご説明下さい。

④ 政治的行為の自由について

愛宕山運動施設においては、岩国市の条例により、憲法で保障された市民の政治的行為が禁止されるという異常な状態になっていますが、岩国基地周辺でも、憲法や法律に関わる一つの問題が生じています。

その現場にいた人から話を聞き、さらにテレビのニュース報道を見て、驚いてしまいました。

5月5日のフレンドシップデーの際に、市民が基地問題の啓発チラシを来場者に配布していたところ、銃を携行した日本人警備員が基地の外まで出て来て、ハンドマイクで呼びかけながら、そのチラシをしきりに回収しているのではないですか。その近くで交通整理をしている日本の警察官の姿も写っています。

市民には当然政治活動の自由がありますが、それを制限、妨害しかねない行為であり、また銃刀法違反にも該当すると思います。基地対策室や県警は、こうした事実を把握していますか。早急に詳細を調査して、然るべく対応すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

ちなみに、佐世保でも、同様に銃を携行した日本人従業員が基地の外に出るという事案があり、政府が是正を求める要請を行ったそうです。

⑤ 最後に米兵の事件・事故について

5月には、岩国で米軍属が店先の植木鉢を破壊、広島のレストランでは米兵が会社員を暴行するという事件が相次いで発生しましたが、いずれも起訴されず釈放されました。

さらに報道によると、今月初め米兵が車を盗み、集合住宅の駐車場の車2台に突っ込み、飲酒運転の疑いもあり、警察が捜査しているとのこと。

事件の発生から1週間が経過して、被害者の女性の意向で明らかになったようです。

いまだに公表されていませんが、米兵は逮捕されたのですか。その身柄はどうなっていますか。今後の捜査の見通しも含めて教えて下さい。

(再質問)

1. まず、県政と民意についてお聞きします。

イージス・アショアについて、知事は、「説明を尽くして欲しい」とよく言われます。それは当然のことですが、今回提出された質問状に対する国の回答も踏まえて、最終的には山口県としてきちんと判断されるのですね。知事は、常々地元首長の意思を尊重すると言われていますが、少なくとも、地元自治体が反対する限り知事が賛成することはないと考えていいのですね、念のため確認しておきます。

2. 次に、上関原発についてお聞きします。

① 延長許可をしながら、いや実際に埋立てては困ると言ってストップをかける。これでは、法律に基づく延長許可とはとても言えません。法律上の「許可」という形を取りながら、実態は単に免許を継続するための手段でしかないと思います。

そこでお聞きします。上関原発は実際に建設されると断言できますか。

② 次に、延長許可の基準である「正当な事由」について、お聞きします。

今回の延長許可申請の理由として、会社側の記者発表資料によると「埋立工事に先立ち実施する海域のボーリング調査の所要期間を含め、3年6ヶ月の期間延長が必要となったため」とされていますが、これでは、今後の延長期間を3年6ヶ月とする理由であって、「指定期間内に工事を完了できなかった合理的な理由」の説明がなされていないと思います。この点については、どのように考えておられるのでしょうか。免許期間のこの3年間何か行われたのでしょうか、お答えください。

3. 岩国基地問題についてお聞きします。

① 今回の騒音検証において、平成18年と比べて昨年の騒音はそれほどひどくはないので、艦載機受け入れの判断は間違っていなかったと言いたいのかもしれませんが、私には言い訳のようにしか聞こえません。米軍の運用のあり方によって騒音は大きく変化しますので、10年以上前の数字と比較してもあまり意味はないと思います。

また、激しい訓練が行われる4月と5月の数字を見ると、滑走路の沖合移設前と比べてもかなり悪化しており、沖縄の嘉手納や普天間基地周辺の騒音レベルをも上回っているとの専門家の研究もあります。

平成18年と比べると、全地点で騒音は減少しているが、沖合移設後の艦載機移駐前と移駐後では25地点中19地点で騒音が大幅に増加しているとして、国へ特別要望に行かれたようですが、移駐容認の前提となる騒音被害の増大はないとされた判断は間違っていたということではないのですか。それとも昨今国会で問題になっている前提となるデータが操作されているものを、県が鵜呑みにしたということなのでしょうか。

艦載機の轟音は、これまで経験したことがないほど激しく、精神的、肉体的な健康被害をも生じかねない深刻な事態になっていますが、県としてどのように受けとめていますか。

② 次に、「特別要望」の中に地域振興策も含まれていますが、基地問題を考える場合にお金が優先される傾向にあります。そこでお聞きします。騒音対策の要望は、お金を取るための手段なのでしょうか。それとも、お金とは別に騒音対策にも本気で取り組むということなのでしょうか。その真意をお聞かせ下さい。

米軍の運用が優先されるという原則があり、ただ要望するだけでは成果は期待できません。そこで、国や米軍との協議の場を作って粘り強く交渉し、その進捗状況の管理・点検も行う必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

③ 「FCLPの予備施設指定からの除外」は、艦載機受け入れの際の「NLPは認められない」という条件に本来含まれるもので、今頃要望すればいいというレベルの話ではなく、どうしても実現させる必要があると思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか、お尋ねします。そうだとすれば、どのような方法で実現するのか、併せてお伺いします。

④ 政治的行為の自由について 基地の外で基地で雇用されている警備員の、政治活動の自由を侵害するこの行為に対して抗議するとともに、適正に捜査すべきと思いますが、今回の件はどのような対応をされるのか具体的にお答えください。

⑤ 関連して米軍に雇われている日本人警備員はどのような装備をしているのでしょうか。先般新聞報道された佐世保での同様の事件では、日本人警備員が銃を携行していたとして政府が是正を求めています。銃刀法違反は重大な犯罪であり放置することは許されません。岩国での事件はどのように検証して対応されるのかお聞かせください。

⑥こんな大事件を起こしているにもかかわらず、県警の対応がこのようでは岩国市民は街を安心して歩けませんので、隠さず公表していただくようお願いいたします。今回の米兵の不逮捕の理由をはっきり教えてください。

(再々質問)

1. 上関原発問題について

知事は、よく「要件が整えば許可せざるを得ない」と言われますが、福島原発事故からすでに8年が経過しても、依然として建設の目処も立っていません。埋立て免許は継続していますが、知事からはストップがかかっています。

知事も担当の方も本当はこんな無理をしたくないと思いますが、そこに何か政治的な力が働いているように感じます。

再質問で、上関原発が建設できると断言できますかとお聞きしましたが、答弁いただけませんでしたので、もう一度お答えください。実際に上関原発ができるかどうかは、誰にも明言できません。専門家でない私にも、それは分かります。

従って、原発の新增設はしないという国の方針もあることですので、当面必要のないものは一旦失効させ、必要が生じれば改めて許可しても何の支障もないと思いますが、何か法律的な問題があるのでしょうか、教えてください。

2. 岩国基地問題について

今後、何十年にわたって、毎年春になれば激しい訓練に悩まされることになります。米兵の犯罪も相次いで発生しています。「安心」という、お金では買えない大切なものが失われてしまい、艦載機の受け入れは明らかに誤った政策決定だったと思います。しかし、今から後戻りすることもできません。

今年の10月には、岩国爆音訴訟の第二審、広島高裁の判決が出される予定です。第一審に続いて、騒音の違法性と原告に対する損害賠償が認められるのは確実だと思います。

従って、現状の騒音は違法であることを前提に、防音工事でごまかすのではなく今の違法な騒音の大幅な軽減を図るために最大限の努力をすることが行政の責任だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上